

## 温室効果ガスの排出の抑制に関する指針等の一部改正について（改正概要）

### 1 趣旨

横浜市では、平成 22 年 4 月に改正施行された「温室効果ガスの排出の抑制に関する指針（以下、「指針」という。）」に基づき、事業者の方々と相互に連携を図りながら、地球温暖化を防止する対策を継続的に推進しています。

近年、地球温暖化対策は、省エネルギーの徹底に加え、再生可能エネルギーの導入拡大など多様化しています。さらに脱炭素社会の実現における大規模排出事業者に求められる役割が変化してきています。

横浜市が掲げる 2030 年度温室効果ガス排出削減目標の達成や 2050 年の脱炭素化の実現を目指し、大規模排出事業者の取組をより一層促進するため指針の内容を一部改正します。また、指針の一部改正に伴い、横浜市生活環境の保全等に関する条例施行細則（以下「細則」）第 37 号様式及び第 38 号様式を一部改正します。

つきましては、広く市民の皆様からこの改正に関する意見を募集します。

### 2 指針の改正概要

#### （1）評価制度の見直し

定性的な評価基準から定量的な評価基準に見直します。

エネルギー消費原単位の改善率及び使用電力に係る再生可能エネルギー等導入割合を新たに評価項目に追加します。

#### （2）重点対策の項目の見直し

大規模排出事業者に求められる脱炭素社会での役割の変化、現状の各対策が 80% 以上の実施率であるなどの理由から重点対策を基礎的・日常的な対策から中長期的な対策へと内容を見直します。

### 3 施行予定日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 添付資料

指針（現行）

指針（改正案）

細則第 37 号様式及び第 38 号様式（現行）

細則第 37 号様式及び第 38 号様式（改正案）